

尾張旭市公共的団体による
防犯カメラの設置及び運用に関する
ガイドライン

平成26年11月20日

尾張旭市

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有効性と通行者等の容貌や行動をみだりに撮影されないなど、プライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び運用するに当たり留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) 防犯カメラ
犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。
- (2) 公共的団体
連合自治会、自治会、町内会その他公共的な活動を営む団体をいう。
- (3) 公共空間
道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。
- (4) 画像
防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。
- (5) 記録媒体
防犯カメラにより撮影された画像を記録する物で、ビデオテープ、DVD、ハードディスク、フラッシュメモリ等をいう。

3 管理体制

- (1) 管理責任者の指定
市内の公共空間に防犯カメラを設置及び利用しようとする公共的団体（以下「設置者」という。）は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定する。
- (2) 取扱者の指定
管理責任者は、自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等の業務を行わせる。

4 防犯カメラの設置及び運用

(1) 設置及び運用の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たり、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影してはならない。

また、施設の修繕等により設置場所等の変更の必要が生じた場合は、当該公共施設の施設管理者に報告し、指示に従わなければならない。

なお、設置者の許可を得ずに勝手に移設をしてはならない。

(2) 設置及び利用の掲示

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たり、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を掲示しなければならない。

(3) 設置の許可

設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得なければならない。防犯カメラの移設についても同様とする。

5 画像の取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た通行者等の情報をみだりに他に漏らし、又は当該の目的を逸脱して使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像及び記録媒体の管理

設置者等は、画像及び記録媒体の流出、漏えい、盗難、紛失、滅失、毀損、改ざん、その他の事故の防止並びに画像及び記録媒体の適正な管理のため、次の点に留意し、必要な措置を講じるものとする。

ア モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じる。

イ 画像は、撮影時の原状のまま保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。

ウ 記録媒体は、設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に保管し、(3)に定める場合を除き、外部への持ち出し又は転送をしてはならない。

エ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（最大1か月）とする。

ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査のため特に必要と判断するときは、保存期間を延長することができる。

オ 画像は、エに定める保存期間が終了した後、直ちに消去するか、上書きにより消去する。

カ 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断、溶解等の処理をし又は記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。また、廃棄の日時、方法、実施者等を記録する。

(3) 画像の利用及び提供の制限

防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を除き、他の目的での利用や設置者等以外への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令等に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいう。

イ 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

事件発生直後における緊急の犯罪捜査や、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

画像を提供する場合は、上記アに基づく文書によることとする。

エ 画像から識別される、本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき本人へ提供する場合

画像に記録されている、他の人の画像や住居の様子等が見えないように配慮するなどして、第三者の権利利益を害することがないように、細心の注意を払う。

(4) 画像の閲覧・提供時の身元確認

画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求めるとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目

的、理由、画像の内容等を記録する。

6 苦情及び問い合わせへの対応

設置者等は、防犯カメラの設置・管理及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

7 個人情報の保護に関する法律の遵守

防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があることから、公共的団体が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほかに、同法の規定に基づき、適正に取り扱う。

8 保守点検

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行う。また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策に十分な配慮をする。

9 設置及び運用要領の作成

設置者又は管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるよう、このガイドラインの1から8に基づいて設置・運用要領を策定する。

10 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、受託者において防犯カメラの適切な運用が行われるように努めなければならない。